

# 香川県報



第56号

平成18年

7月18日(火曜日)

香川県知事 真鍋武紀

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 告示

土砂災害警戒区域の指定

（河川砂防課）

一

### 公告

一般競争入札の実施（三件）

（直島環境センター）

二

土地改良事業に係る換地計画の適否決定

（土地改良課）

六

土地改良事業の適否決定

（土地改良課）

六

土地改良区の役員の就退任の届出

（土地改良課）

七

土地改良区の役員の退任の届出

（土地改良課）

七

土地改良事業の工事完了の届出

（土地改良課）

七

### 公安委員会規則

●道路交通法施行細則の一部を改正する規則

### 選挙管理委員会告示

●個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の報告

八

### 正誤

平成十八年六月九日（香川県報第九三四四号）香川県公告中訂正

## 告示

香川県告示第五百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成十八年七月十八日

所在地	区域の名称	土砂災害警戒区域の種類	区域の表示
東かがわ市五名	上目下川（七〇一〇）	土石流	次の図のとおり
"	北目下川（七一三）	"	"
"	北目下川（七一三）	"	"
"	北目下川（七一三）	"	"
"	村上川（七一七）	"	"
"	村上南川（七一八）	"	"
東かがわ市水主	笠松川（八二九）	"	"
"	笠松下川（八三一）	"	"
"	折金池川（八三三）	"	"
"	宮内川（八三七）	"	"
さぬき市大川町田面	通谷川（一〇一三）	"	"
"	八町川（一〇五一）	"	"
"	八町川（一〇五一）	"	"
"	八町川（一〇五一）	"	"
"	森行川（一〇五三）	"	"
"	森行大谷川（一〇五六）	"	"
さぬき市寒川町石田	打見川（二二二八）	"	"
"	板ノ尾川（二二二九）	"	"
"	越太尾南川（二二三〇）	"	"

越太尾北川(一一三三)	〃	〃
小柴谷北川(一二三三)	〃	〃
小柴谷南川(一二三三)	〃	〃

(「次の図のとおり」は、省略し、その関係図書を香川県土木部河川砂防課、香川県長尾土木事務所、さぬき市建設経済部建設課及び東かがわ市事業部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

### 公 告

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、香川県会計規則(昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。)(第百六十六条の規定により公告する。)

平成十八年七月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### 一 入札に付する事項

- 1 売払い件名及び予定数量 銅メタル四百トン(二回に分けて売払いを予定)
- 2 売払い品の概要 「銅メタル売却仕様書」(以下「売却仕様書」という。)による。
- 3 売払い期間 契約締結日から平成十九年三月三十一日まで
- 4 引渡場所 香川郡直島町 香川県直島環境センター
- 5 入札方法

入札金額は、対象物品一キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額(一円未満の端数がある場合は、小数点第二位までの額)を入札書に記載すること。

#### 二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当し

ない者であること。

- 2 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- 3 五に掲げる現場説明会に出席した者であること。
- 4 過去三年間(平成十五年七月十八日から平成十八年七月十七日までの間をいう。)において、同種又は類似物品の買取り実績があり、かつ、その三年間のうちのおおむね一年間については、月間の平均で三十トン程度以上の買取り実績がある者であること。

5 銅メタルをリサイクルなど有効利用目的に使用する者であること。

#### 三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び5に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十八年八月一日(火)午後四時三十分までに四の2の場所に提出しなければならぬ。

入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該売払い品を適切かつ確実に買取ることができると認められた者に限り入札の対象とする。

#### 四 契約内容を示す期間及び場所等(入札説明書及び売却仕様書の交付)

- 1 期間 平成十八年七月十八日(火)から七月二十四日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)(の午前九時から午後四時三十分まで)
- 2 場所 郵便番号七六一 三一一〇 香川郡直島町二六二八 一 香川県直島環境センター

#### 五 現場説明会

- 1 日時 平成十七年七月二十五日(火) 午前十時
- 2 場所 四の2の場所
- 六 入札及び開札の日時及び場所等

- 1 日時 平成十八年八月九日(水) 午前十時
- 2 場所 四の2の場所
- 3 提出方法 持参によるものとする。

#### 七 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札及び入札説明書において示した入札の無効等の項目のいずれかに該当する入札は、無効とする。

#### 八 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合、又は、入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。

この場合、入札又は開札の取消し、又は延期による損害は、入札者の負担とする。

#### 九 落札者の決定方法

規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格以上の価格で有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

#### 十 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により、契約書を作成しないときは、その落札は無効とする。

ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

#### 十一 契約書作成の要否 要

#### 十二 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による。

#### 十三 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

#### 十四 その他

詳細は入札説明書による。

なお、入札説明書の交付を受けることは、入札者の参加資格でもあるので、四に示した日時及び場所において交付を受けること。

十五 問い合わせ先 郵便番号七六一 三一一〇 香川郡直島町二六二八 一 香川県直島環境センター 電話番号〇八七 八九二 二九八一

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

平成十八年七月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### 一 入札に付する事項

1 売払い件名及び予定数量 アルミメタル十五トン（売払い回数は一回を予定）  
2 売払い品の概要 「アルミメタル売却仕様書」（以下「売却仕様書」という。）による。

3 売払い期間 契約締結日から平成十九年三月三十一日まで

4 引渡場所 香川郡直島町 香川県直島環境センター

#### 5 入札方法

入札金額は、対象物品一キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額（一円未満の端数がある場合は、小数点第二位までの額）を入札書に記載すること。

#### 二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 五に掲げる現場説明会に出席した者であること。

4 過去三年間（平成十五年七月十八日から平成十八年七月十七日までの間をいう。）において、同種又は類似物品の買取り実績があり、かつ、アルミメタルをリサイクルなど有効利用目的に使用する者であること。

#### 三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十八年八月一日(火)午後四時三十分までに四の2の場所に提出しなければならない。

入札者は、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、提出された書類を審査した結果、当該売払い品を適切かつ確実に買取ることができることを認められた者に限り入札の対象とする。

四 契約内容を示す期間及び場所等(入札説明書及び売却仕様書の交付)

1 期間 平成十八年七月十八日(火)から七月二十四日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前九時から午後四時三十分まで

2 場所 郵便番号七六一 三一一〇 香川郡直島町二六二八 一 香川県直島環境センター

五 現場説明会

1 日時 平成十八年七月二十五日(火) 午前十一時三十分

2 場所 四の2の場所

六 入札及び開札の日時及び場所等

1 日時 平成十八年八月九日(水) 午前十一時三十分

2 場所 四の2の場所

3 提出方法 持参によるものとする。

七 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札及び入札説明書において示した入札の無効等の項目のいずれかに該当する入札は、無効とする。

八 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合、又は、入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することができる。

この場合、入札又は開札の取消し、又は延期による損害は、入札者の負担とする。

九 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格以上の価格で有効な入札

を行った者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

十 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により、契約書を作成しないときは、その落札は無効とする。

ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

十一 契約書作成の要否 要

十二 入札保証金及び契約保証金

入札説明書による。

十三 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十四 その他

詳細は入札説明書による。

なお、入札説明書の交付を受けることは、入札者の参加資格でもあるので、四に示した日時及び場所において交付を受けること。

十五 問い合わせ先 郵便番号七六一 三一一〇 香川郡直島町二六二八 一 香川県直島環境センター 電話番号〇八七 八九二 二九八一

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、香川県会計規則(昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。)第六十六条の規定により公告する。

平成十八年七月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

1 売払い件名及び予定数量 鉄メタル三百トン(二回に分けての売払いを予定)

2 売払い品の概要 「鉄メタル売却仕様書」(以下「売却仕様書」という。)による。

3 売払い期間 契約締結日から平成十九年三月三十一日まで

4 引渡場所 香川郡直島町 香川県直島環境センター

5 入札方法

入札金額は、対象物品一キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額（一円未満の端数がある場合は、小数点第二位までの額）を入札書に記載すること。

## 二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 五に掲げる現場説明会に出席した者であること。

4 過去三年間（平成十五年七月十八日から平成十八年七月十七日までの間をいう。）

において、同種又は類似物品の買取り実績があり、かつ、その三年間のうちのおおむね一年間については、月間の平均で二十トン程度以上の買取り実績がある者であること。

5 鉄メタルをリサイクルなど有効利用目的に使用する者であること。

## 三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び5に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十八年八月一日（火）午後四時三十分までに四の2の場所に提出しなければならない。

入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、提出された書類を審査した結果、当該売払い品を適切かつ確実に買取ることができることを認められた者に限り入札の対象とする。

## 四 契約内容を示す期間及び場所等（入札説明書及び売却仕様書の交付）

1 期間 平成十八年七月十八日（火）から七月二十四日（月）まで（日曜日、土曜日

及び国民の休日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前九時から午後四時三十分まで

2 場所 郵便番号七六一 三一一〇 香川郡直島町二六二八 一 香川県直島環境センター

## 五 現場説明会

1 日時 平成十八年七月二十五日（火） 午後二時

2 場所 四の2の場所

## 六 入札及び開札の日時及び場所等

1 日時 平成十八年八月九日（水） 午後二時

2 場所 四の2の場所

3 提出方法 持参によるものとする。

## 七 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札及び入札説明書において示した入札の無効等の項目のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## 八 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合、又は、入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。

この場合、入札又は開札の取消し、又は延期による損害は、入札者の負担とする。

## 九 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格以上の価格で有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

## 十 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により、契約書を作成しないときは、その落札は無効とする。

ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 十一 契約書作成の要否 要
- 十二 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による。

- 十三 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

- 十四 その他

詳細は入札説明書による。

なお、入札説明書の交付を受けることは、入札者の参加資格でもあるので、四に示した日時及び場所において交付を受けること。

- 十五 問い合わせ先 郵便番号七六一 三一一〇 香川郡直島町二六二八 一 香川県直島環境センター 電話番号〇八七 八九二 二九八一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二條の二第一項の規定により、小林地区土地改良事業一人施行の土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）小林地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を綾川町土地改良課において平成十八年七月二十五日から同年八月十四日まで縦覧に供する。

平成十八年七月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、蛙子池土地改良区が土地改良事業（単独費補助土地改良事業（かんがい排水事業）井明神地区）を行うことについて平成十八年七月三日適当と決定した。

その関係書類を土庄町農林水産課において平成十八年七月二十五日から同年八月十四日まで縦覧に供する。

平成十八年七月十八日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條第十六項の規定により、満濃町土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。  
平成十八年七月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	平田 高弘	仲多度郡まんのう町炭所東三三七五番地一	平成一八、六、一四
	平田 正博	二〇九〇番地一	
	曾我部 強	炭所西二一六番地	
	今井 清一	一五三〇番地	
	岡田 良孝	長尾一〇七番地二	
	上里 幸雄	四七七番地	
	武内 修	一八八〇番地	
	川口 勝義	炭所西一七四四番地六	
	萱原 和雄	真野二六三番地	
	三井 昭和	岸上七九番地二	
	高嶋 弘	真野三三番地一	
	今田 忠良	岸上一二二八番地三	
	香川 卓己	羽間一四五六番地	
	中所 敏昭	東高篠一三四七番地	
	金場 英明	五六五番地	
監事	曾我部良則	炭所東七九番地	
	吉田 勤	真野八九八番地一	

二 就任した役員

役員の種類	氏名	住	所	就任年月日
理事	平田 高弘	仲多度郡まんのう町炭所東三三七五番地一		平成一八、六、一五
	平田 正博	"	" 二〇九〇番地一	"
	白川 年男	"	" 炭所西一一二四番地一	"
	曾我部 強	"	" 二二六番地	"
	今井 清一	"	" 一五三〇番地	"
	平田 博己	"	" 長尾二二番地一	"
	上里 幸雄	"	" 四七七番地	"
	松下 一美	"	" 一三〇五番地二	"
	川口 勝義	"	" 炭所西一七四四番地六	"
	董原 和雄	"	" 真野二六三番地	"
	三井 昭和	"	" 岸上七九番地二	"
	高嶋 弘	"	" 真野三三番地一	"
	奈良 耕治	"	" 岸上二〇八三番地一	"
	長尾 文昭	"	" 羽間一八二〇番地一	"
	片山 道俊	"	" 東高篠一〇四七番地	"
	金場 英明	"	" 五六五番地	"
	栗田 隆義	"	" 四條一一五一番地一	"
監事	武内 修	"	" 長尾一八八〇番地	"
	長谷川福徳	"	" 東高篠一三二八番地五	"

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、満濃町土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成十八年七月十八日

役員の氏名 住 所 退任年月日  
 香川県知事 真鍋 武 紀

理事 常包 一明 仲多度郡まんのう町炭所西五七七番地 平成一八、五、七  
 " 森 照市 " " 公文三二一番地 平成一八、六、二二  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事が完了について次のとおり届出があった。  
 平成十八年七月十八日  
 香川県知事 真鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
湯船水路共同施行 (かんがい排水事業)	単独県費補助土地改良事業	中山地区	平成一八、四、二八

公安委員会規則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成十八年七月十八日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十七号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の表救急隊員の項中、「第十三条の消防長」を、「第十一条第一項の消防職員」に、「消防長」を、「消防職員」に改め、「。」の下に「であることを証明すること」ができる書類及びその消防職員の任命権者」を加え、「及び当該消防長の発行に係る消防職員の身分証明書又は消防手帳」を削り、「同表消防機関が行う応急手当の講習の指導者（応急手当指導員）の項中、「消防長（」を、「消防職員又は消防組織法第十九条第一項の消防団員（以下この表において「消防団員」という。）であることを証明することができる書類（消防職員又は消防団員であった者）（退職してから三年を経過していない者に限る。）」にあっては、任命権者が発行する在職していた旨の証明書）及び同法第十二条第一項の消

防長「」に改め、「及び消防長の発行に係る消防職員の身分証明書若しくは消防手帳若しくは消防団員手帳又は消防本部若しくは消防団に係る在職証明書(当該消防本部又は消防団を退職した者である場合にあつては、退職してから三年が経過していないことを証するものに限る。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十八年六月二日次の施設を指定した旨三豊市選挙管理委員会から報告があつた。

平成十八年七月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
三野町保健センター	三豊市三野町吉津乙二〇三〇一
三豊市環境衛生会館	三豊市三野町下高瀬一五五

正 誤

平成十八年六月九日(香川県報第九三四号)香川県公告中訂正

一四ページ	上 段	
	正	誤
	平成一六、一〇、七	平成一七、一〇、七